



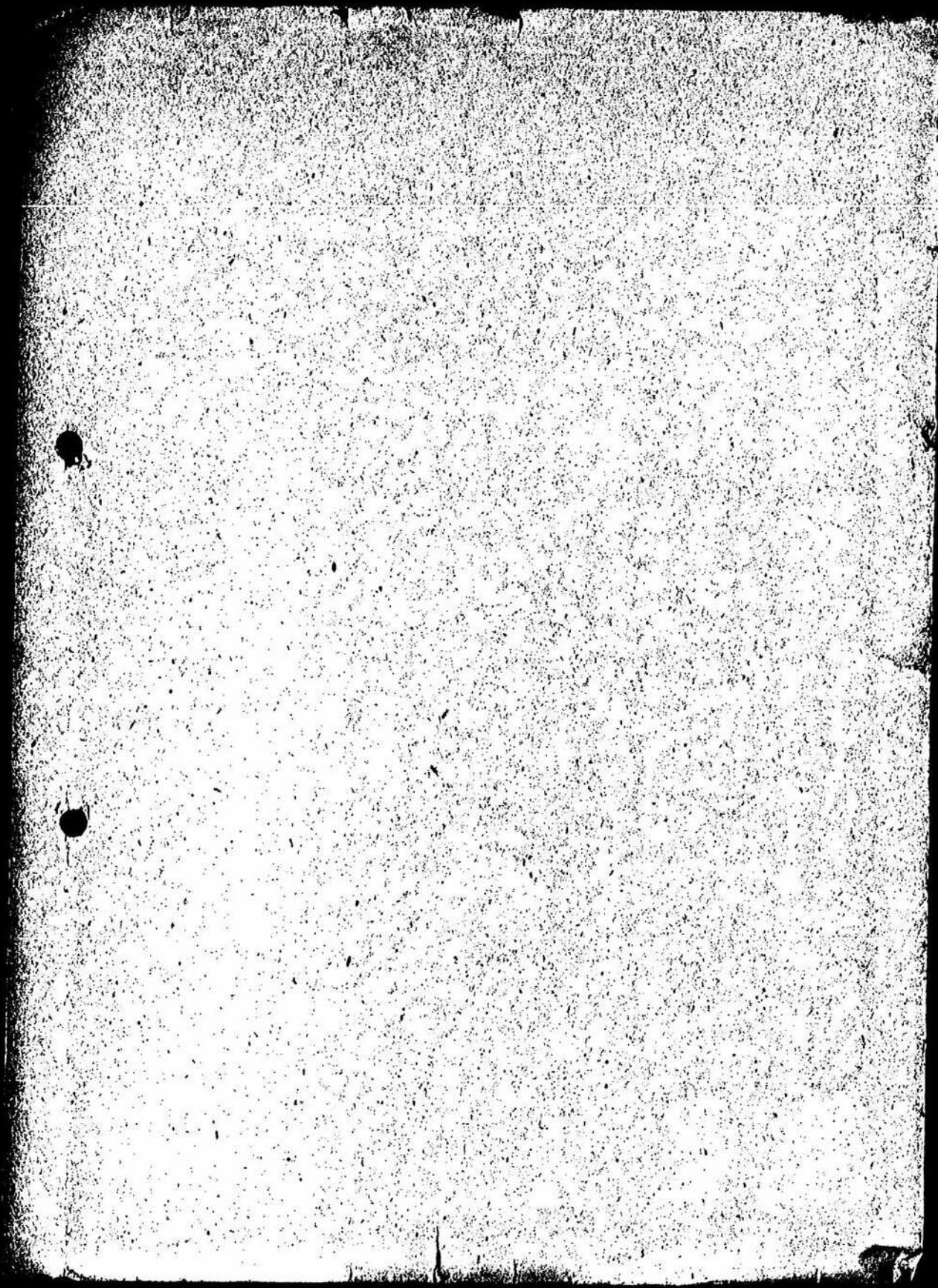
昭和二十六年
五年度

往信綴(官庁関係)

四十二 賤職役員審査課

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-14
	株5044

5044



番号	年月日	宛名	件名
一	二・二七	総務課長	資料提出につて
二	四・五	吉田茂	賤閣関係役員審査結果の公告につて
三	四・一七	地方行政調査 部長	国庫補助金並に關する照会につて(回答)
四	四・一九	総務課長	憲法記念日参列者につて(回答)
五	四・二一	総務課長	資料提出方依頼の件(回答)
六	四・二一	"	都道府県知事会議の開催につて(回答)
七	五・一五	地方行政調査 会事務局長	資料提出につて
八	五・二六	総務課長	来る臨時国会提出予定法律案につて
九	六・九	"	国税徴収法を準用する法律案につて(回答)
十	七・一四	東京地方 検察庁	法律違反事項につて通知
十一	七・一五	"	法律違反事項につて通知
十二	七・二〇	地方行政調査 委員事務局長	国会提案案案件に關する資料の送付につて(回答)
十三	八・七	総務大臣 吉田茂	賤閣関係役員審査結果公告につて
総 理 府			
十四	九・六	総務課	機構図提出につて
十五	一〇・二	総務課長	二十六年度級別定数改定表
十六	二・七	吉田茂	臨時国会提出予定法律案につて(回答)
十七	二・二	審議室長	賤閣関係役員審査結果の公告につて
十八	三・二	総務課長	海外渡航の申請につて(回答)
十九	三・一三	地方行政調査 課長	昭和三十五年十一月二十八日附閣乙オ一ニ号の回答につて
二十	三・一八	総務課長	承継会社指定に關する申請につて
			法令の規定に基く国会一の報告事項に關する 件(回答)

裏面白紙

総
理
府

總數審第一号

昭和二十五年三月十七日

内閣總理大臣官房取調役員審査課長

内閣總理大臣官房總務課長

資料提出に付

地行調三五第百四号に基き、資料別添提出に付

總理府

裏面白紙

日本銀行紙(印列) (十四行線)

總務部第一号

昭和二十五年二月十七日

内閣總理大臣官房行政課長

内閣總理大臣官房總務課長殿

資料提出の件

貴行調三五第百四号の基づく資料別添提出の事

総理府

日本標準規格 B5 (十行用紙)

裏面白紙

總敗審第二号

昭和二十五年四月五日

内閣總理大臣官房敗腐役員審査課長 小沢武夫
内閣總理大臣 吉田 茂 殿

敗腐関係役員審査結果の公告についで
標記の公告第一二号(果)和文四通、英文二通を別添
進達するから官報公告方後取計うを願うたい。

總 理 廳

財閥関係役員審査結果公告

自昭和二十四年十二月一日

至昭和二十五年三月三十一日

第一二号

昭和二十五年四月十五日

内閣總理大臣 吉田 茂

一、この表は昭和二十三年一月七日法律第二号財閥同族支配力排除法の規定により審査決定したものである。

二、この表に掲載されたものであつて審査の完了したものの申請に関する書類は内閣總理大臣官房財閥役員審査課において公衆が閲覧できる。

三、結果

審査件数 三一件

第六條及び第七條関係 承認 五件

總理廳

不承認 〇件

計 五件

第八條関係

承認 六件

不承認 〇件

計 六件

第九條関係

指定されたもの二〇件

指定されなかったもの〇件

計 二〇件

〇第六條及び第七條関係で承認となつたもの

三井物産株式会社

山城伊太郎

東洋レヨン株式会社

田代茂樹

東棉紡織株式会社 龜山孝平
 東棉紡織株式会社 茨木 完
 東棉紡織株式会社 鈴木重光

○第八條関係で承認となつた者

合同漢業株式会社 植木憲吉
 日本証券投資株式会社 天竺銀次郎
 日本証券投資株式会社 宮長平作
 株式会社三菱本社 石黒俊夫
 株式会社三菱本社 朝倉 誠
 安田保善社 金島祐之助

○第九條関係で承継会社として指定されたもの

宇部化学工業株式会社
 東洋商船株式会社

総 理 廳

和歌山製塩化学株式会社
 瑞穂金屬工業株式会社
 稜名鑄造株式会社
 幸洋他業株式会社
 三洋油脂株式会社
 東通電気株式会社
 泉不動産株式会社
 パーミンシン製造株式会社
 株式会社 秋田工場
 日本化工機工業株式会社
 日東農林株式会社
 中日本重工業株式会社
 東日本重工業株式会社
 陽和不動産株式会社

裏面白紙

南東不動産株式会社
西日本重工業株式会社
日本建設株式会社
北海製鐵株式会社

以上

總
理
廳

裏面白紙

總領事第二号

昭和二十五年四月 日

内閣總理大臣及外務省外務省長 小沢武夫
内閣總理大臣吉田 次 殿

歐州關係役員審査結果の公告に付て
標記の公告第一号(案)和文四通、英文二通を
別添進達するから、貴報公告方内取計りをも承り、

總
理
府

裏
面
白
紙

*日本標準規格 B5 (十行行距)

録長

主任

内閣関係役員審査結果公告

自昭和二十四年十一月一日
至昭和二十五年三月三十一日

第一号

昭和二十五年四月十五日

内閣總理大臣吉田 公次

一、この表は昭和二十四年一月七日法律第一号内閣員族
支取方排除法の規定により審査決定したものをある。
二、この表に掲載されたものをある。審査の完了したものを、中
請に附する書類は内閣總理大臣及内閣関係役員
審査記録におおむね公衆が閲覧できる。

三、結果

審査件数 三十一件

第六号及び第七号関係承認 五件

総理府

日本標準規格 B5 (十行目録)

裏面白紙

27-127

2.

<p>不承認 〇件</p> <p>計 五件</p>	<p>第八系関係</p> <p>承認 六件</p> <p>不承認 〇件</p> <p>計 六件</p>	<p>第九系関係</p> <p>指定されたもの 三件</p> <p>指定されたもの 〇件</p> <p>計 二〇件</p>	<p>第六系及び第七系関係で承認した者</p> <p>✓ 97 三井物産株式会社 山城伊太郎</p> <p>✓ 106 太平洋レモン株式会社 田代茂樹</p>
---------------------------	---	---	---

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行距)

裏
面
白
紙

117	東棉紡織株式會社	龜山 孝平
118	東棉紡織株式會社	菅 木 完
121	東棉紡織株式會社	鈴木 重 光
○第八号團傳を承継する者		
109	合同興業株式會社	植木 富吉
115	日本証券投資株式會社	天竺 銀次郎
116	株式會社三善堂	宮 長 平 作
113	株式會社三善堂	石 黒 俊 夫
114	安田保善社	朝 倉 誠
127	安田保善社	金 子 祐 之 助
○第九号團傳を承継する者		
98	宇部化学工業株式會社	
99	東洋商船株式會社	

總 理 府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

✓ 123	✓ 120	✓ 119	✓ 112	✓ 111	✓ 110	✓ 109	✓ 108	✓ 105	✓ 103	✓ 104	✓ 102	✓ 101	U 100
陽社不動産株式会社	東日本重工業株式会社	中日重工業株式会社	日東製糖株式会社	日興化学工業株式会社	株式会社 秋田工場	パナソニック製造株式会社	豊不動産株式会社	東通電気株式会社	三洋油脂株式会社	三洋化学株式会社	株名鑛造株式会社	瑞穂金庫工業株式会社	和歌山製塩化学株式会社

総理府

裏面白紙

126 125 122 119

南東不動産株式会社
西日本産工業株式会社
日産建設株式会社
北海製罐株式会社

以上

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十行行距)

Notification on the Screening
Results by the Appointees Examination Section

December 1 - March 31, 1950 (No. 12)

April 15, 1950
Prime Minister
YOSHIDA Shigoru

1. The Tabulation in Par. 3 below was based on the screening results, conducted by the Appointees Examination Section in the light of provisions of the Law for termination of the Zaibatsu Family Control (Law No. 2 of January 7, 1928)
2. The documents connected with the Application of those, who are listed in Par. 3 and whose Screening has been Completed, are available for public inspection at the Appointees Examination Section, Prime Minister's Secretariate.

3. The Screening results

Total number Screened - - - - - 31

Application filed under	Approved cases	Disapproved cases	Designated cases	Not designated cases	Total number Screened
Arts 6 & 7	5	0			5
Art 8	6	0			6
Art 9,			20	0	20

Persons whose applications under Arts 6 and 7 were approved:

Mitsui Bussan K.K.

Yamashiro Itaro

Toyo Rayon K.K.

Tashiro Shigeki

裏
面
白
紙

Tomen Boshoku K.K.	Kameyama Kohei
"	Ibaragi Tamotsu
"	Suzuki Shigemitsu

Persons whose applications under Art. 8 were approved:

Godo Gyogyo K.K.	Ueki Kenkichi
Nihon Shoken Toshi K.K.	Amagasa Ginjiro
"	Miyanaga Heisaku
K.K. Mitsubishi Honsha	Ishiguro Toshio
"	Asakura Makato

Companies which were designated under Art. 9 as Successor Company:

Ube Kagaku Kogyo K.K.	Izumi Fudosan K.K.
Toyo Shosen K.K.	Fain Mishin Seizo K.K.
Wakayama Seien Kagaku K.K.	K.K. Akita Kojo.
Mizuho Kinzoku Kogyo K.K.	Nihon Kakozai Kogyo K.K.
Haruna Chuzo K.K.	Nitto Norin K.K.
Sanyo Kagaku K.K.	Naka Nippon Jukogyo K.K.
Sanyo Yushi K.K.	Higashi Nippon Jukogyo K.K.
Totsu Danki K.K.	Yowa Fudosan K.K.
Kaito Fudosan K.K.	Nihon Kentatsu K.K.
Nishi Nippon Jukogyo K.K.	Hokkai Seikan K.K.

課
長 佐々木

Notification on the Screening Results by
the Appointees Examination Section

December 1 - March 31, 1950 (No. 12)

April 15, 1950

Prime Minister

YOSHIDA Shigeru

1. The tabulation in par. 3 below was based on the screening results, conducted by the Appointees Examination Section in the light of provisions of the Law for termination of the Zaibatsu Family

線 冊 巻

Control (Case No. 2 of January 7, 1948)

2. The documents connected with the application of those, who are listed in par. 3 and whose screening has been completed, are available for public inspection at the Appointees Examination Section, Prime Minister's Secretariate.

3. The screening results

Application filed under	Total number screened		Total number designated not designated	
	Approved cases	Disapproved cases	cases	cases
Arts 687	5	0	0	5
Art 8	6	0	0	6

米

Art 9

20

x

20

Persons whose applications under Arts 6 and

7 were approved :

Mitsui Bussan K. K. Yamashiro Itaro

Toyo Ryon K. K. Toshiro Shigeki

Jomon Boshoku K. K. Kameyama Kohai

" " " " Saragi Tomotaru

" " " " Suzuki Shigenitan

Persons whose applications under Art. 8 were

approved :

Godo Gyogyo K. K. Ueki Kenkichi

Nihon Shokun Tochi K. K. Amegasa Gijiro

線 冊 速

" " " " Miyonaga Heisaku

K. K. Mitsubishi Honsha Ishiguro Toshiro

" " " " Asakura Makoto

Companies which were designated under

Art. 9 as Successor Company :

Ube Kagaku Kogyo K. K.

Toyo Shoen K. K.

Wakayama Seien Kagaku K. K.

Mizuho Kingaki Kogyo K. K.

Horana Chuzo K. K.

Sanyo Kagaku K. K.

Sanyo Yuchi K. K.

Totsu Denki K. K.

Sumi Fudosen K. K.

Pain Mishim Seizo K. K.

K. K. Akita Kogyo.

Nihon Katagai Kogyo K. K.

Hitto Porin K. K.

Haka Nippon Jukogyo K. K.

Higashi Nippon Jukogyo K. K.

Yonva Fudosen K. K.

総取審第三号

昭和二十五年四月十七日

内閣総理大臣官房取内役員審査課長

地方行政調査委員会議事務局長殿

國庫補助金等に関する照会にうそ(回答)
首題の件に關しは当課には該当事項がない。

総理府

裏面白紙

總裁審議 早

昭和二十五年四月十七日

内閣總理大臣及地方行政調査委員審議長

地方行政調査委員會議事局長殿

國庫補助金等に関する懇談会に付して(回答)
首題の件に關しては、答辭には該等事項を加へない。

総理府

日本國學振興會 B6(十)四行紙

裏面白紙

總裁審第四號

昭和二十五年四月十九日

内閣總理大臣官房賦閑役員審査課長

内閣總理大臣官房總務課長殿

憲法記念日参列者について(回答)

四月十八日附内閣閣乙第六号について当該課の参列代表者
を左記の通り回答します。

記

總理府事務官(三級) 友永松雄

總理府

裏面白紙

總計表四号

昭和二十五年四月十九日

内閣總理大臣官房財政課長

内閣總理大臣官房總務課長殿

憲法記念日参到者に付し(回答)

四月十八日以内閣乙号七号に付し(参到)の
代表者(左記)より連日回答し(了)

記

總理府事務官(三級) 友永松雄

總理府

日本標準規格 B5 (十四行)

裏面白紙

出
安

総取審第五号

昭和二十五年四月二十日

内閣総理大臣官房取次役員審査課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

資料提出方依頼の件(回答)

四月十八日附内閣閣乙第七号に於て当課関係のよう入希望
説示事項はありせん。

総理府

日本標準規格 日列 (十四行紙)

裏面白紙

湯長

總財審評五號

昭和二十五年四月二十日

以因總理大臣官房野間役員審査課長

以因總理大臣官房總務課長殿

資料新提出方依頼の件へ回答

四月十八日附以因乙才七號の件は、課長係の
より希望表示事項はありません。

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

給
賤審第六号

昭和二十五年四月二十日

内閣総理大臣官房賤賤役員審査課長

内閣総理大臣官房給務課長殿

都道府県知事会議の開催につき(回答)

四月十八日附給理府乙第一〇四号に於て、貴課関係協議事項は、おしりまで。

給
理
府

日本標準規格 且列 (十四行書)

裏面白紙

済了

号

総財審計六号

昭和二十五年四月二十日

内閣府大臣官房総務課長

内閣府大臣官房庶務課長

都道府県知事会識の開催に付して(田舎)

四月十八日付御返付乙第ノロ口号に付して、各課関係係長
手続はありせん。

総
理
府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

總賅審第七号

昭和二十五年五月十五日

内閣總理大臣官房賅關役員審査課長

地方行政調査委員會議事務局長殿

資料提出について

五月一日附地行調ニ五九七号について、本年二月
内閣總理大臣官房總務課長あてに別紙のとおり回
答しておきました。その後改竄はありません。

總理府

裏面白紙

所管法令一覽表

内閣總理大臣官房肝燭役員審査課

番号	法令名	法令番号	公布	府	市	町	村	所管課
一八一	射撃同族支離力 射撃同族支離力 射撃同族支離力	昭和二年 法律第...号						
一八二	射撃同族支離力 射撃同族支離力 射撃同族支離力	昭和二年 法律第...号						

總理府

裏面白紙

日本標準規格 表列六十四行計

總財部 第 七 号

昭和二十五年五月十五日

地方行政調査委員会 議事録局長 改

資料の提出について

五月一日附地行調ニ五卷九七号に付いて本年三月以
前に入府事務総務課長あつて別に決りまおり調査しお
きまふたか、その後改定はありません。

総 理 府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏面白紙

総賅審第八號

昭和二十五年五月二十六日

内閣総理大臣官房賅関役員審査課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

来る臨時國會提出予定法律案について

五月二十二日附内閣閣甲第一六〇號に基づいて、當課關係提出予定の法律案について別記のとおり提出します。

右法律案は前國會に提出の予定でありましたが司令部側の諒解を得られなかつたため提出されず終つたもので、臨時國會まではその諒解が得られれば絶対に提出を必要とするものであります。

総理府

裏面白紙

内閣総理大臣官房庶務課役員審査課

件名	職員の必	制定を必要とする理由	司令部門関係	法務府審議の
職別同族を 力排除法に基 づく審査及び 再審査の特 例は、 法律	A	上記法律のうち不備 の点を改め、必要 ありと認め、 令部側意向が確 定した上で、 件別には、 ません。	前国会前より 審議を求め、 あり、 令部側では、 令部側意向は、 回示をす、 うが、	予定時期 司令部の あり、次第開始 します

総
理
庁

裏面白紙

日本標準規格 B列 (十四行紙)

總財審計八號

昭和二十五年五月二十六日

内閣總理大臣官房顧問課長

内閣總理大臣官房總務課長殿

来る臨時国会提出予定法律案について

五月二十二日附内閣閣甲一六〇號に基づいて、各課関係提出予定の法律案について別記のとおり提出

出しをす。

提出の予定は、

右法律案は前国会中に司令部側の議解を得られぬ
ものが在り提出されず、終つたものと、臨時国会召集
までの議解を得られず、他科に提出を必要とするものあり
す。

總理府

日本標準規格 B6 (十四行紙)

裏面白紙

3部提出のこ

件名		提出の必要順位	制定の必要とする理由	司令即関係	法務省審査の必要
財政関係支能力排他法 に基つて人審査及び 再審査の権限付与 の法律		A	上記法律のうて不備の 点を改め、 その心算より、 却例の意向を確定 し、上記の法律が、 既に法律に述べら る。	前国会案より 修正あり、 その旨を司令即 関係に付、 その旨を司令即 関係に付、 その旨を司令即 関係に付、	法務省審査の 必要あり、 その旨を司令即 関係に付、 その旨を司令即 関係に付、

総
理
府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十四行紙)

總賅審第九号

昭和二十五年六月九日

内閣總理大臣官房賅關役員審査課長

内閣總理大臣官房總務課長殿

國稅徵收法を準用する法律等について(回答)

昭和二十五年六月八日附總理大臣乙第一四一号に基ずく
當課関係法令については該當のものがない。

總理
序

裏
面
白
紙

総務省第九号

昭和二十五年六月九日

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

國稅徴収法を修正する法律等について(回答)

昭和二十五年六月八日附総理府乙第一四一号に基
づく常謀関係法令については該五のものをおさす。

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十四行紙)

總財審第一〇号

昭和二十五年七月五日

都内港区芝田村町一丁目日産館四一二号室
内閣總理大臣官房財閥役員審査課

東京地方檢察庁 御中

法律違反事項について通知

東京都杉並区井荻町一丁目一一六二(電話荻窪一五九三)

北 島 真 恒 五十六才

本年六月二十日右の者から財閥同族支配力排除法第六條に基いて
同人が財閥關係役員に該当しないことについて内閣總理大臣の承認
を得たい旨当課に申請があつたが、これに先立つて同人は当課に出
頭し昭和二十四年九月二十四日以降三洞運輸株式会社代表取締役の

繪 理 庁

裏面白紙

地位にあるが右は財閥同族支配力排除法違反に非ずやと思われ
で調査して貰いたいと申出た。よつて調査したところ同人は三井物
産株式会社取締役、北海道石炭荷役株式会社取締役及び基隆炭礦株
式会社監査役等の地位にあつたことがあり、同法第三條第二項に該
当する財閥関係役員であり、三洞運輸株式会社は三井系従属会社で
同法第五條第一項に規定する会社であるから同人が同社代表取締役
に在任することは明らかに同法に違反することが判明したので同人
にこの旨通知したところ直ちに本年五月二十六日会社を辞任すると
共に前記の通り改めて同法第六條による申請を行つて来たものであ
る。ここに貴庁に対し右違反事実を通知するが詳細については本件
に關し本人が当課に提出した弁明書を添付するので御参照願いたい。
但し三洞運輸株式会社は昭和十九年以後引続き休業状態にあつて
専属職員なきため昭和二十三年一月公布された財閥同族支配力排除
法についてはこれを知るものもなく、更に昭和二十四年九月業務を

総
理
庁

裏
面
白
紙

再開した際にはもはや三井財閥との資本的關係が断絶していたので同法の適用を受けることに気づいたものはなかつたような状態であるので、全く善意の過失による違反であると認めらる。なお同人の財閥關係役員としての該当地位は比較的輕いものと認められている。

総
理
府

裏
面
白
紙

Handwritten marks and stamps on the right side of the document, including a signature and a circular stamp.

總財審第一〇号

昭和二十五年七月五日

新田謙三芝田村町一丁目日産銀四一〇号室

内閣總理大臣官房財政課長官査課

東京地方檢察廳 破

法律~~違反~~及事項にのりて通知

東京府杉並区中法町一丁目一六(電話東京一五九三)

北島 真恒

五十六方

本年六月二十日右の者か分財因同族文取力押除協力大急に差
りて日入加財因更保彼急に誤当し右の事は一三之内閣總理大臣

総 理 府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

の承認を得たに因り当簿に申請ありたが、
 準るに同人は本申請に定まらざるに因り、
 九月二十四日以降、三田運輸株式會社代表取締役
 の地位にあるか否かは、財源同族支配力排除に違ふに非ず、
 査し、費りないに申出た。依つて、本簿に於て、
 同人は三田運輸株式會社取締役、北郷道石炭高嶺株式會社
 取締役、及び岩崎炭礦株式會社監査役の地位にあり、
 此にあり、同族支配力排除に違ふに非ず、財源同族支配力
 排除に違ふに非ず、三田運輸株式會社、北郷道石炭高嶺株式會社、
 岩崎炭礦株式會社の各株式會社に於て、同人は、
 取締役又は監査役に在り、同人は、
 同人に因り、
 前記の通り、
 のである。

三田運輸株式會社、北郷道石炭高嶺株式會社、
 岩崎炭礦株式會社の各株式會社に於て、
 同人は、
 取締役又は監査役に在り、
 同人に因り、
 前記の通り、
 のである。

総 理 一 府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (14行綴)

總財審第一一號

昭和二十五年七月十五日

都内港区芝田村町日産館四二二号室
内閣總理大臣官房財閥役員審査課

東京地方檢察庁 御中

法律違反事項について通知

港区芝車町四六（電話三田二四八五）

松下 外次郎（六十一才）

本年六月三十日右の者から財閥同族支配力排除法第七條の規定に
基いて内閣總理大臣に対し財閥関係役員でないことの承認を求め
申請を行つて来たが同人は前記排除法施行後から本年四月十二日ま
で引續いて大倉系制限会社東京湾土地株式会社の取締役会長に在任

總
理
庁

裏
面
白
紙

した事実があり、右は排除法第五條の規定に違反するものである。ここに通知する。すなわち同人は、昭和十八年四月より昭和二十年十月まで大倉財閥系係会社たる大倉火災海上保険株式会社取締役の地位にあつた財閥関係役員であるにも拘らず、財閥同族支配力排除法施行後も同法の規定する内閣総理大臣の承認を得ることなくして引つづき前記東京湾土地株式会社取締役会長の地位に留まつていたものである。昭和二十三年末ころさきの財閥関係役員審査委員会事務局で、この事実を発見し、当時直ちに同人に注意しておいた。然るに同人は東京湾土地が既にその事業目的を達成して解散間際であり、しかも同社はほとんど同人の個人会社に等しく同人を措いて残務処理に当るものがなかつたこと、さらに右残務処理が最近の経済事情の変化により予定通り進捗しなかつた事等のため容易にその地位を離れることが出来なかつた由で未だに解任してないことを昨年秋当課の調査で発見し嚴重注意の結果本年四月十二日に至

総
理
庁

裏
面
白
紙


り漸く正式に辞任手続を完了したものである。
然しながら同人の財閥関係役員としての該当地位である大倉火災海上保険の取締役は同人が元来非大倉系の日本共立火災保険株式会社に於いて歴年取締役の地位にあつた関係から昭和十八年同社が大倉火災海上保険株式会社と合併した際、その利益代表の意味で後者の非常勤取締役に就任したものであつてその地位は極めて軽く排除法の規定に従つて財閥関係役員に該当しないことの承認申請さえすれば承認されることはほとんど確実であるにも拘らず、前記会社の事情があつたとはいへ承認手続をとることを怠つてずるずるその地位に留つていた怠慢と不誠意があつた点は責められるべきものであるが財閥関係役員としての該当地位の重いものが法律を滑つて就任していたというやうなものとはその趣を異にして悪意に出たものではないと認めるものである。

総
理
序

裏
面
白
紙

裏面白紙

内閣総理大臣官房財閥役員審査課
 和廿五年七月拾日
 16
 un(1/2)



俗財審才一 号

昭和二十五年七月十五日

都内港区芝田村町日産館 四一三号室

内閣総理大臣官房 財税役員審査課

東京地方検察庁 御中

法律違反及事項につき通知

港区芝車町四丁(電話三田二四八五)

松下 外次郎

(六十一才)

本年六月三十日右の者より財税同族支配力排除法第七条の規
定に基づき内閣総理大臣に訂し財税同族系役員が有るもの
に就いては、同族系役員が有るものとして、その役員が有る
に非ざる申請日に行ふ事には、同人は、右申請書に於て、以前
制限会社東京湾工地球式会社取締役会長に在任し、今も實
行中である。

総
理
府

裏
面
白
紙

あり、右は非排除株主系株主の規定に違反するものあり、
 ことに通ずる。すなわち、同人は、昭和十八年四月より、昭和二十年
 十月まで、大倉財閥系傍系会社たる大倉火災海上保険株式會社
 取締役の地位にあつた。財閥株主役員であるにも拘らず、財閥同族
 配力排除法施行後、同法の規定に違反して、東京漢工地株式
 會社取締役会長の地位に留まるといふのである。昭和二十三年末頃
 までの財閥株役員審査委員会事務局長に在り、その間は、東京
 時直ちに同人に注意をせられた。然るに同人は、東京漢工地が既
 にその業目的を達成し、解散の期にあり、しかも同社は殆ど
 同人の個人会社に等しく、同人は、同社に當り、職務処理に當り、
 ことに、さうに特殊な職務処理の最近の経済事情の善化により、
 進捗しなかり、容易にその地位を離れることが出来ず、かつ
 已由り、非排除株主の地位に留まるといふこと、昨年秋、当課の
 発見し、嚴重注意の結果、本年四月十三日に至り、漸く正式

総
 理
 府

裏
 面
 白
 紙

日本標準規格 B5 (十四行紙)

に辞任手續を完了したものとある。

然し乍ら同人の財団法人役員としての該当地位がある。大倉火災海上
上保険の取締役は同人が元来非大倉系の日本共立火災保険株式
会社におよそ長年取締役の地位にあるに因り、昭和十八年同社
が大倉火災海上保険株式会社と合併した際、その利益代表者の
意図は、前者の非常勤取締役は新任として認められ、その地位は
極く軽く神除けの規定に従って、財団法人役員に該当しない
こと、承諾申請させられ、承諾されることは、殆ど確定である。
前記会社の事情は、承諾手續をとることを急ぐことあり、
その地位に留まり、急慢と不協音があるに、莫く責められ、
そのおそれ、財団法人役員としての該当地位の重いのを、
財団法人に滞在して、その趣を要は、
社務に滞在して、その趣を要は、

承諾申請書(9)

承諾申請書(9)

総 理 府

日本標準規格 B6 (十四行紙)

裏面白紙

昭和二十五年七月二十日

昭和三十五年七月二十日

内閣総理大臣官房政務課長

地方行政調査委員会事務局長殿

国会提案案件に関する資料の送付について(回答)

七月十四日附地行調二五卷才三の二号に付ては該当事項は
ありませぬ。

日本標準紙(五号)(十四行紙)

裏面白紙

総裁審才十二号

昭和三十五年七月二十日

内閣総理大臣官房政務課長

地方行政調査委員会議事局長殿

国会提案案件に関する資料の送付に付て(回答)

七月十四日附地行調ニ五格才ニ。ニ号に付て何該当事項あり
あり

総理

裏面白紙

総財審第百十二號

昭和二十五年七月二十日

内閣總理大臣官房財調課長 査査課長

地方行政調査委員会事務局長 殿

国会提案第百十号の資料の送付について(回答)
七月十四日附地行調ニ五卷第ニ〇六号に付しては該為事項
ありませぬ。

総 理 廳

裏面白紙

録
要
五

主任
安

総務部第三号

昭和二十五年八月七日

内閣総理大臣府内閣総務部長小沢茂夫

内閣総理大臣吉田首相殿

内閣総務部係員名簿査査結果の公告につて

標記の公告第三号の案(和文四通、英文二通)を別添
進達すまから後報公告方以取計らるを要いたし。

128-154

五部

総
理
府

日本標準規格 B5 (十開行紙)

裏
面
白
紙

然閣閣僚役員審査結果公告

自昭和二十五年四月一日

至昭和二十五年七月三十一日

第一三号

昭和二十五年八月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

一、この表は昭和二十三年一月七日法律第一号然閣同族
支配力排除法の規定により審査決定したものをあす。

二、この表に掲載されたものは、審査の完了したものと申請に
関する書類は内閣総理大臣及府然閣役員審査課にお
いて公衆が閲覧できる。

三、結果

審査件数 二七件

第六号及第七号閣僚 承認二二件

総
理
府

日本標準規格 B5 (十横行距)

裏
面
白
紙

裏面白紙

第八系関係	承認	1	件
	不承認	0	件
計		1	件
第九系関係	指定されるもの	1	五件
	指定されなかつたもの	0	件
計		1	五件
第ニ系及ハ系七系関係で承認とすものを			
132 三井物産工業株式会社	宝島		
131 井上製薬	重野		

総理府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

134	三菱鉱業株式会社	山中 山夫
138	江戸川工業	五島 彦久郎
137	内外通商	廿田 延男
139	井華鉱業	安井 内土三
140	満洲大倉産業	力川 政之助
145	住友金属工業	原田 重利
147	野村合名会社	野村 内蔵
150	電気化学工業株式会社	高橋 利高
154	三井物産	北島 貞恒
第八系関係不承認とする者		
141	中央工業株式会社	武田 白己
第九系関係不承認会社と指定すべし		

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十四行罫)

✓ 130	大塚	工業株式会社	?
✓ 133	大塚	工業	?
✓ 129	日東倉庫	建物	?
✓ 128	金所	工業	?
✓ 135	東洋精糖	工業	?
✓ 136	光和	工業	?
✓ 142	太平	工業	?
✓ 143	相生	工業	?
✓ 144	新古河	工業	?
✓ 146	神岡	工業	?
✓ 148	長崎	工業	?
✓ 149	安永	工業	?
✓ 151	山武	工業	?
✓ 152	日東	工業	?
✓ 153	旭	工業	?

日本標準規格 B6 (十四行紙)

以上
総
理
府

裏面白紙

総賤審第一三号

昭和二十五年八月七日

内閣総理大臣官房賤役員審査課長小沢武夫
内閣総理大臣 吉田 茂 殿

賤役関係役員審査結果の公告について

標記の公告第一三号(案)和文四通、英文二通を別添進達
するから官報公告方御取計らいを願いたい。

府

賤族関係役員審査結果公告

自昭和二十五年四月一日

至昭和二十五年七月三十一日

第一三三号

昭和二十五年八月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

一、この表は昭和二十三年一月七日法律第二号賤族同族支配力排除法の規定により審査決定したものである。

二、この表に掲載されたものであつて、審査の完了したものの申請に關する書類は内閣総理大臣官房賤族役員審査課において公衆が閲覧できる。

三、結果

審査件数

二七件

第六條及び第七條関係

承認 二件

総 理 府

不承認 〇件

計 二件

第八條関係

承認 一件

不承認 〇件

計 一件

第九條関係

指定されたもの 一五件

指定されなかつたもの 〇件

計 一五件

○第六條及び第七條関係で承認となつた者

三井木材工業株式会社

宮島正泰

井華鉱業株式会社

重野康廣

三菱鋁業株式会社	山中正夫
江戸川工業株式会社	五島茂久郎
内外通商株式会社	芝田延男
井華鋁業株式会社	安井富士三
滿洲大倉産業株式会社	小川政之助
住友金屬工業株式会社	明田重義
野村合名会社	野口富藏
電気化學工業株式会社	高橋利喬
三井物産株式会社	北島眞恒
○ 第八條關係で承認となつた者	
中央工業株式会社	武田正巳
○ 第九條關係で承継会社として指定されたもの	
大機ゴム工業株式会社	總 理 府
大機工業株式会社	
日東倉庫建物株式会社	
金町ゴム工業株式会社	
東洋精機工業株式会社	
光和実業株式会社	
太平鋁業株式会社	
桐生金屬工業株式会社	
新古河鑄造株式会社	
神岡鋁業株式会社	
長崎製鋼株式会社	
東京鋼材株式会社	
山武計器株式会社	
日本化成工業株式会社	

裏面白紙

旭硝子株式会社

以上

総
理
府

裏面白紙

Notification on the Screening Results by the Appointees Examination
Section April 1 -- July 31, 1950 (No. 13)

August 15, 1950

Prime Minister

YOSHIDA Shigeru

1. The tabulation in Para. 3 below was based on the screening results, conducted by the Appointees Examination Section in the light of provisions of the Law for termination of the Zaibatsu Family Control (Law No. 2 of January 7, 1948)
2. The documents connected with the application of those, who are listed in Para. 3 and whose Screening has been completed, are available for public inspection at the Appointees Examination Section, Prime Minister's Secretariat.

3. The Screening results

Total Number Screened 27

Application filed under	Approved cases	Disapproved cases	Designated cases	Not designated cases	Total number screened
Arts 6 & 7	11	0			11
Art 8	1	0			1
Art 9			15	0	15

Persons whose applications under Arts 6 and 7 were approved:

Mitsui Mokuzai Kogyo K.K.

Miyajima Masayasu

Seika Kogyo K.K.

Shigeno Munehiro

裏
面
白
紙

Mitsubishi Kogyo K.K.

Edogawa Kogyo K.K.

Naigaitsumo K.K.

Seika Kogyo K.K.

Manshu Okura Sangyo K.K.

Sumitomo Kinzoku Kogyo K.K.

Nomuragomei Kaisha

Denki Kagaku Kogyo K.K.

Mitsui Bussan K.K.

Persons whose applications under Art. 8 were approved:

Chuo Kogyo K.K.

Yamanaka Masao

Goto Kikuro

Shibata Nobuo

Yasui Fujizo

Ogawa Masanosuke

Aketa Shigeyoshi

Noguchi Tomizo

Takahashi Toshitaka

Kitajima Matsune

Takeda Masami

Companies which were designated under Art. 9 as Successor Company:

Taiki Gomu Kogyo K.K.

Taiki Kogyo K.K.

Nitto Soko Tatemono K.K.

Kanamachi Gomu Kogyo K.K.

Toyo Seiki Kogyo K.K.

Kowa Jitsugyo K.K.

Taihei Kogyo K.K.

Asahi Garasu K.K.

Kiryu Kinzoku Kogyo K.K.

Shin Furukawa Chuzo K.K.

Kamioka Kogyo K.K.

Nagasaki Seiko K.K.

Tokyo Kozai K.K.

Yamatake Keiki K.K.

Nihon Kasei Kogyo K.K.

裏
面
白
紙

79 内閣 4部

79

Notification on the Screening Results by
the appointees Examination Section
April 1 - July 31, 1950 (no.13)

August 15, 1950
Prime Minister
YOSHIDA Shigeru

1. The tabulation in par. 3 below was
based on the screening results, conducted
by the Appointees Examination Section
in the light of provisions of the Law
for termination of the zaibatsu Family
Control (Law no. 2 of January 7, 1948)

2. The documents connected with the application
of those, who are listed in par. 3 and
whose screening has been completed, are
available for public inspection at the
Appointees Examination Section, Prime
Minister's Secretariate.

3. The screening results

Application filed under	Total number screened		
	Approved cases	Designated cases	Not designated cases
Arts 6&7	11	0	11
Art 8	1	0	1
Art 9		15	0
			15

filed

長 井 正 行 氏

Persons whose applications under Arts 6 and 7 were approved :

Mitani Mokuzai Kogyo K.K.	Miyajima Masayasu
Seika Kogyo K.K.	Shigeno Munehiro
Mitsubishi Kogyo K.K.	Yamanaka Masao
Edogawa Kogyo K.K.	Goto Kikuro
Naigai Tansho K.K.	Shibata Nobuo
Seika Kogyo K.K.	Yaeni Fujizo
Manchu Okura Sangyo K.K.	Ogawa Maanorube
Sumitomo Kinzoku Kogyo K.K.	Aketa Shizuyoshi
Nomuragomei Kaisha K.K.	Noguchi Tomizo
Denki Kagaku Kogyo K.K.	Takahashi Jochitaka
Mitani Busan K.K.	Kitajima Motome

Persons whose applications under Art. 8 were approved :

Chuo Kogyo K.K. Takeda Masami

Companies which were designated under Art. 9 as Successor Company :

Taiki Gomu Kogyo K.K.	Kiryu Kinzoku Kogyo K.K.
Taiki Kogyo K.K.	Shinfurukawa Chuzo K.K.
Nitto Soko Intenno K.K.	Kaniska Kogyo K.K.
Kanamachi Gomu Kogyo K.K.	Aganaka Seiko K.K.
Toyo Seiki Kogyo K.K.	Tokyo Kozai K.K.
Kawa Jitengyo K.K.	Yamatake Keiki K.K.
Taihei Kogyo K.K.	Nihon Kasei Kogyo K.K.
Azahi Garasu K.K.	

裏面白紙

最

重任

結財案 第四号

昭和五年九月一日

内閣總理大臣官房財閥役員審査課

内閣總理大臣官房結務課

機 構 圖 提 出 日 記

九月一日 五、機構圖三、提出日

總 理 府

裏面白紙

日本標準規格 B6 (十四行紙)

機構圖

内閣總理大臣官房財關役員審査課

昭和二十五年九月一日現在

内閣總理大臣官房
財關役員審査課
長

審査係 三

庶務係 三

渉外係 二

庶務係 四

總理府

裏面白紙

日本標準規格 B6 (十四行線)

総裁審才一四号

昭和二十五年九月六日

内閣総大臣官房内閣役員審査課

内閣総理大臣官房総務課中

機構図提出の件

九月一日現在の機構図三部提出する。

総
理
庁

裏
面
白
紙

機構圖

内閣総理大臣官房 内閣総理大臣官房 内閣復員審査課

昭和二十五年九月一日現在

内閣総理大臣官房
内閣復員審査
課 長

審査係 三

調査係 三

渉外係 二

庶務係 四

総
理
庁

裏
面
白
紙

日本標準規格 (B列・十欄行紙)

総務部第一五号

昭和二十五年十月三十一日

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

臨時委員会提出草案法律案第127号(回答)
十月二十五日附内閣告示第262号に於ては、
に於てありませぬ。

総理府

裏面白紙

日本標準規格 B5 (十横行紙)

総裁審第一五号

昭和二十五年十月三十一日

内閣総理大臣官房成役員審査課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

臨時国会提出予定法律案について(回答)

十月二十五日附内閣議(甲第二六二号)については当課には
ありませぬ。

総理府

裏面白紙

日本標準規格(長列、十四行部)

総財審第一六号

昭和三年十一月七日

大蔵総理大臣實房 財政役員審査課長小沢武夫

大蔵総理大臣吉田茂殿

財団法人役員審査結果の公告につて

標記の公告第一四号(案) 和文四通、英文三通を別添進達するから
官報公告方御取計にお願いに。

総
理
府

日本標準規格 B6 (十四行紙)

裏面白紙

総財審第一六号

昭和十五年十月七日

内閣総理大臣官房財困役員審査課長小沢武夫

内閣総理大臣吉田茂殿

財困関係役員審査結果の公告についで

標記の公告第一四号(案)板文四通、英文三通を別添進達するから
宣報公告方御取計らひを願いたし。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏
面
白
紙

賤内閣係役員審査結果公告

自昭和二十五年八月一日
至昭和二十五年十月三十日

第一四号

昭和二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

一、この表は昭和二十三年一月七日法律第二号賤内閣同族支配力排除法の規定により審査決定したものである。

二、この表に掲載されたものゝあゝ、審査の完了したもの、申請に關する書類は内閣総理大臣官房賤内閣役員審査課に
おいて公衆が閲覧できる。

三、結果

審査件数 二五件

総理府

第六七條関係

承認 五件
不承認 〇件
計 五件

第八條関係

承認 一件
不承認 〇件
計 一件

第九條関係

指定されたもの 一八件
指定されなかったもの 一件
計 一九件

○第六條及び第七條関係が承認となった者

耀華機器玻璃株式会社

牧浦愛司

日産重工業株式会社

福田寅男

耀華機器玻璃株式会社

大橋民夫

三井船舶株式会社

市野 銓

大倉火災海上保険株式会社

松下外次郎

○第八條関係で承認となつた者

合名会社安田保善社

金原祐之助

○第九條関係で承継会社として指定されたもの

新日本工機株式会社

太平機械株式会社

太平工機株式会社

別子鉱業株式会社

総 理 廳

別子建設株式会社

株式会社別子百貨店

富士自動車工業株式会社

愛知富士産業株式会社

富士工業株式会社

田沼木材工業株式会社

沼津産業株式会社

富士機器株式会社

岩手富士産業株式会社

株式会社富田機器製作所

東京富士産業株式会社

宇都宮車輛株式会社

富士精密工業株式会社

大宮工業株式会社

裏面白紙

○第九條關係で承継会社として指定されたもの

新光レーヨン株式会社

以上

総
理
廳

録
長
上

主任
外

総領事第廿六年

昭和二十五年十一月七日

内閣総理大臣兼内閣府総務局長小沢武夫

内閣総理大臣吉田茂殿

賦課関係役員審査結果の公告について

標記の公告第(四号)案(和文四通、英文二通)を別添
進達すまか官報公告方御取計うを願ひたい。

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十四行紙)

155-179

財閥関係役員審査結果公告

自昭和二十五年八月一日

至昭和二十五年十月三十一日

第一回号

昭和二十五年十月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

一、この表は昭和二十三年一月七日法律第二号(財閥同族支那排除法)の規定により審査決定したものである。

二、この表に掲載されたものは、審査の完了したものと、申請に関する書類は内閣総理大臣官房財閥役員審査課において公表が完了したものである。

三、結果

審査件数二五件

第六七条関係

承認 五件

総理府

日本標準規格 B5 (十行用紙)

裏面白紙

第八系関係		承認	一件
計		不承認	一件
計			五〇件
第九系関係		指定されたるもの	一八件
計		指定されたるもの	一件
計			一九件
〇第六系及び第七系関係で承認となつた者 耀華機岩玻璃株式会社 牧浦愛司			

総理府

裏面白紙

164 162 160 169 159 167 155 168 158 157

日産重工業株式会社	福田寅男
権華株式会社	大橋民夫
三井船舶株式会社	市野 銓
大倉火災保険株式会社	松下外次郎
〇第九系関係で承認と云ふは者 合名社安田保善社	金糸祐之助
〇第九系関係で承認会社と云ふ指定されぬもの	
新日工機株式会社	
太平機軸	
太平工機	
別子銅業	
別子建設	

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

168 179 178 176 177 175 174 173 172 171 170 169 165

株式會社別子百化會社	富士自動車工業株式會社	富和富士産業株式會社	富士工業	田沼木材工業	沼津産業	富士棒畧	岩手富士産業	株式會社富田棒畧製作所	宇都富士産業株式會社	宇都富士産業	富士精密工業	大宮工業

總
理
府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

○第九号関係で承継会社として指定されりかたの
新光レコーン株式会社

以上

総
理
府

日本標準規格 B6 (十行罫)

裏
面
白
紙

②

Notification on the Screening Results by the Appointees Examination

Section August 7 - October 31, 1950 (No. 14)

November 15, 1950

Prime Minister

YOSHIDA Shigeru

1. The tabulation in par. 3 below was based on the screening results, conducted by the Appointees Examination Section in the light of provisions of the Law for Termination of the Zaibatsu Family Control (Law No. 2 of January 7, 1948)
2. The documents connected with the application of those who are listed in par. 3 and whose screening has been completed, are available for public inspection at the Appointees Examination Section, Prime Minister's Secretariat.
3. The Screening results.

Total Number Screened 25

Application filed under	Approved cases	Disapproved cases	Designated cases	Not designated cases	Total number screened
Arts. 6 & 7	5	0			5
Art. 8	1	0			1
Art. 9			18	1	19

Persons whose applications under Arts 6 and 7 were approved:

~~Mitsui Bussan Kaisha K.K.~~

~~Yokka Kiki Nari K.K.~~

~~Saito Kogyo K.K.~~

Nissan Jukogyo K.K.

~~Miyajima Masayasu~~

~~MAKIURA Aishi~~

~~SHIBANO Munehiro~~

Hukuda Torao

裏面白紙

Mitsubishi Kogyo K.K.	TAMAKA HIRAO
Yokka Kiki Hara K.K.	OHASHI Jamio
Mogawa Kogyo K.K.	GOTO Yakuo
Mitsui Senpaku K.K.	ICHINO Sen
Mitsui Bussan K.K.	SHIBATA Nobuo
Okura Kadan Kaiho Hoken K.K.	MATSUSHITA Sotojiro
Beika Kogyo K.K.	YASUI Fujano
Manchu Okura Sangyo K.K.	Ogawa Masanosuke
Sumitomo Kinzoku Kogyo K.K.	AKIYAMA Shigeyoshi
Nanyangunai Kaisha	Hoguchi Kenzo
Daiichi Sangyo Kogyo K.K.	SAKAMANNI Teishitaro
Mitsui Bussan K.K.	KITAJIMA Masume

Persons whose applications under Art. 8 were approved:

~~Gometsu Kaisha Yasuda Hozenka~~ KIMBARA Junosuke

Companies which were designated under Art. 9 as Successor Company:

Taihei Gomu Kogyo K.K.	← Shin Nihon Koki K.K.
Taihei Kogyo K.K.	Taihei Kikai K.K.
Nitto Soko Tatemono K.K.	Taihei Koki K.K.
Kanamaichi Gomu Kogyo K.K.	Besshi Kogyo K.K.
Toyo Seiki Kogyo K.K.	Besshi Kensetan K.K.
Kawa Jitsugyo K.K.	K.K. Besshi Hyakkaten
Taihei Kogyo K.K.	Huji Jidosha Kogyo K.K.
Kiryu Kinzoku Kogyo K.K.	Aichi Huji Sangyo K.K.
Shinfurukawa Chuso K.K.	Huji Kogyo K.K.

裏面白紙

Kashioka Kogyo K.K.	Tanuma Mokuzai Kogyo K.K.	K.K.
Nagasaki Seiko K.K.	Numazu Sangyo	K.K.
Tokyo Kasei K.K.	Huji Kiki	K.K.
Yamatake Keiki K.K.	Iwate Huji Sangyo	K.K.
Nihon Kasei Kogyo K.K.	K.K. Tomita Kiki Seisakusho	
Aashi Garasu K.K.	Tokyo Huji Sangyo	K.K.
	Utenomiya Sangyo	K.K.
	Huji Seimitsu Kogyo	K.K.
	Omiya Kogyo	K.K.

Companies which were not designated under
Art. 9 as Successor Company:

Shinko Reizon K.K.

裏面白紙

Notification on the Screening Results by the Appointees Examination
Section August 1 -- October 31, 1950 (No. 14)

November 15, 1950

Prime Minister

YOSHIDA Shigeru

1. The tabulation in par. 3 below was based on the screening results, conducted by the Appointees Examination Section in the light of provisions of the Law for Termination of the Zaibatsu Family Control (Law No. 2 of January 7, 1948)
2. The documents connected with the application of those who are listed in par. 3 and whose screening has been completed, are available for public inspection at the Appointees Examination Section, Prime Minister's Secretariat.
3. The Screening results.

Total Number Screened 25

<u>Application filed under</u>	<u>Approved cases</u>	<u>Disapproved cases</u>	<u>Designated cases</u>	<u>Not desig- nated cases</u>	<u>Total number screened</u>
Arts. 6 & 7	5	0			5
Art. 8	1	0			1
Art. 9			18	1	19

Persons whose applications under Arts 6 and 7 were approved:

Yoka Kiki Hari K.K.

MAKIURA Aishi

Nissan Jukogyo K.K.

HUKUDA Torao

Yoka Kiki Hari K.K.

OHASHI Tamio

Mitsui Senpaku K.K.

ICHINO Sen

裏
面
白
紙

Okura Masai Kaijho Hoken K.K.

MATSUSHITA Sotojiro

Persons whose applications under Art. 8 were approved:

Gomei Kaisha Yasuda Hozensha

KIMBARA Yunosuke

Companies which were designated under Art. 9 as Successor Company:

Shin Nihon Koki K.K.

Taihei Kikai K.K.

Taihei Koki K.K.

Besshi Kogyo K.K.

Besshi Kensetsu K.K.

K.K. Besshi Hyakkaten

Huji Jidosha Kogyo K.K.

Aichi Huji Sangyo K.K.

Huji Kogyo K.K.

Tanuma Mokuzai Kogyo K.K.

Numazu Sangyo K.K.

Huji Kiki K.K.

Iwate Huji Sangyo K.K.

K.K. Tomita Kiki Seisakusho

Tokyo Huji Sangyo K.K.

Utsunomiya Sharyo K.K.

Huji Seimitsu Kogyo K.K.

Omiya Kogyo K.K.

Companies which were not designated under Art. 9 as Successor Company:

Shinko Reiyon K.K.

総賎審第一七号

昭和二十五年十一月二十一日

内閣総理大臣官房賎内役員審査課長

内閣総理大臣官房審議室長殿

海外渡航の申請につき(回答)

昭和二十五年十一月十七日附総審第一六六号につりては
当課には該当者がありません。

総
理
府

裏
面
白
紙

日本標準規格 B5 (十行行紙)

總行審第一七号

昭和二十五年十一月二十一日

内閣總理大臣及内閣府総務長官審査課長

内閣府総務長官審査課長殿

海外渡航の申請に付しての回答

昭和二十五年十一月十七日附給審第一六六号に付しては
当課には該号者がありませぬ。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

公
總賊審第一八号

昭和三十五年十二月二日

内閣總理大臣官房賊内役員審査課長

内閣總理大臣官房総務課長殿

昭和三十五年十一月二十八日附閣乙第一二号について
は当課には挿入事項ありませぬ。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十行罫)

裏
面
白
紙

総務部第二八年

昭和二十五年十一月二日

内閣総理大臣官房財務関係役員審査課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

昭和二十五年十一月二十八日附圖之第一二号について
乙は電謀には挿入事項はありませぬ。

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

総賦審第一九号

昭和二十五年十二月十三日

内閣総理大臣官房賦税副役員審査課長 小沢武夫

ハルナ電機株式会社

専務取締役 小沢豊 殿

承継会社指定に関する申請について

八月一日附書にて提出になった標記の申請について承知致したいので左記各項について説明のため至急御派員を願います。

記

一、昭和十七年八月より理研電機と理研製機が理研系を離れ、中島飛行機子会社となった事情

子会社となった理由又は経緯、中島の出資額(金額及び資本総額

総 理 廳

額に対する%)

中島出資前の前記両社の資本額及中島系からの役職員の派遣の有無等

二、昭和十九年九月前記両社が榛名航空と同一合併買収された事情、合併買収された理由又は経緯、合併前の両社の出資と中島の出資との比較(金額及び資本総額に対する%)

合併後の資本の変遷、特に中島側の出資の増加状況及役職員派遣状況等

三、榛名産業の三工場のうち第三工場は閉鎖された趣であるが第一工場(機械工場)と第二工場(ハルナ電機)と何れが主流と看做されるか。

四、第一工場(機械工場)はいつなつてゐるか、第二会社が設立されたか。

深長

号

印

文

総貯蓄部一札

昭和二十五年十二月十三日

因総務大臣官房財団法人審査課長小澤武夫

八十八号機株式会社

事務所の係小澤 豊 毅

承継会社指定に因り申送に付

八月一日附を以て提出に付た機株の申送に付て
左記各取組の件に付て説明のため機株の役員を
記 機株の理事製機が

一 昭和十七年八月より 研究所系を離れ、中島七郎の
子会社となつた事情

子会社となつた理由、中島の出資額、
中島七郎の機株の役員

又経緯

総 理 府

料多市
大字江木
三三七番地

機株の役員
中島七郎

日本標準規格 第5 (十四行距)

裏面白紙

及中島製糖の浮城の合併の概況

中島製糖の前記の資本額 著
 昭和十九年九月前迄の資本額 概況 概況として合併
 買収された事柄 各経緯
 合併買収された経緯 合併前の両社の出資比率
 島の出資比率の比較の金額及び 合併前の両社の出資比率
 合併後の資本の増減、特に中島側の出
 資の増加状況 及 経緯 概況等
 三、株名変更の三工場のうち三工場は閉鎖され
 概況をみるに、一工場（概況工場）と三工場（ハ
 十製機）と何れが主株と見做されるか
 四、一工場（概況工場）はとうなつていふが、二工場が
 設立されたかどうかが。

総 理 府

日本標準規格 B5 (十四行紙)

裏面白紙

総務省第二〇号

昭和二十五年十二月十八日

内閣総理大臣府総務課長

内閣総理大臣府総務課長殿

法令の規定に基く高令への報告事項に關する件(回答)
昭和二十五年十一月十四日附内閣々甲才三〇六号)及び
乙作並謀には關係事項が有りませ

総
理
府

日本標準規格 B5 (十四行罫)

裏
面
白
紙

総賎審和ニ〇号

昭和二十五年十二月十八日

内閣総理大臣官房賎役員審査課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

法令の規定に基く玉会への報告事項に関する件(回答)
昭和二十五年十二月十四日附内閣々申才三〇六号については当
課には関係事項ありませぬ。

総
理
廳

裏面白紙

